

# IV センサス用語の解説

## (1) 農業経営体

農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の農業

- |              |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| ①露地野菜作付面積    | 15 a                                 |
| ②施設野菜栽培面積    | 350 m <sup>2</sup>                   |
| ③果樹栽培面積      | 10 a                                 |
| ④露地花き栽培面積    | 10 a                                 |
| ⑤施設花き栽培面積    | 250 m <sup>2</sup>                   |
| ⑥搾乳牛飼養頭数     | 1 頭                                  |
| ⑦肥育牛飼養頭数     | 1 頭                                  |
| ⑧豚飼養頭数       | 15 頭                                 |
| ⑨採卵鶏飼養羽数     | 150 羽                                |
| ⑩ブロイラー年間出荷羽数 | 1,000 羽                              |
| ⑪その他         | 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 |

- (3) 農作業の受託の事業

世帯で事業を行う者をいう。

家族経営体

組織経営体

世帯で事業を行わない者（家族経営でない経営体）をいう。

## (2) 組織形態別

法人化している  
（法人経営体）

農業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人は含まれる。）。

農事組合法人

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。

会社

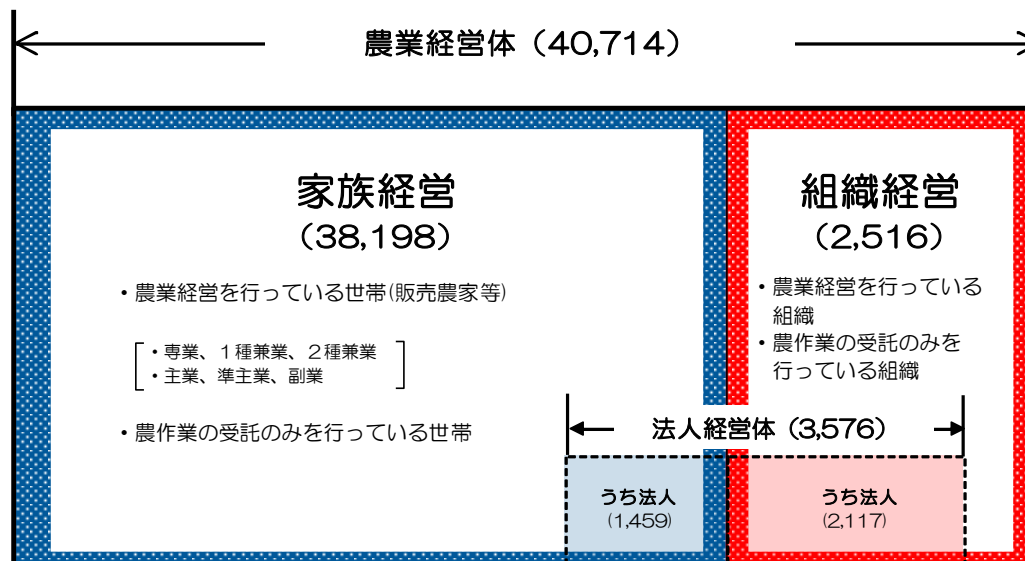
以下に該当するものをいう。

株式会社

会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。

|          |  |
|----------|--|
| 合名・合資会社  | 会社法に基づき、合名会社または合資会社の組織形態をとっているものをいう。   |
| 合同会社     | 会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。  |
| 各種団体     | 以下に該当するものをいう。  |
| 農協       | 農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。   |
| 森林組合     | 森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。   |
| その他の各種団体 | 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。 |
| その他の法人   | 農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。   |

### 農業経営体の内訳(北海道)



### (3) 土地

経営耕地

調査期日現在で経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

借入耕地

経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

### (4) 農業経営組織別

単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の農産物販売金額が8割以上の経営体をいう。

複合経営経営体

単一経営以外をいい、農産物販売金額のうち、主位部門の農産物販売金額が8割未満（販売のなかった経営体を除く。）の経営体をいう。

### (5) 農家等

農家

経営耕地面積が10 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。

販売農家

経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

自給的農家

経営耕地面積が30 a 未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

### (6) 労働力

農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

農業就業人口

農業従事者（自営農業に従事した世帯員）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

基幹的農業従事者

農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。